

---

平成 28 年 12 月 28 日

最終保障供給約款の届出について

高岡ガス株式会社

弊社は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第19条第1項の規定に従い、平成28年12月28日に最終保障供給約款を中部経済産業局へ届出いたしました。

最終保障供給約款とは、弊社を含むいずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての契約が成立しないお客さまに対し、当該約款に基づきガスを小売供給するためのものです。

今回届出した最終保障供給約款は、平成29年4月1日から実施する予定です。